

とりまとめ
(原案)

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ

I. 不当廉売関税の迂回をめぐる諸情勢

我が国は、自由で公正なモノ・サービスなどの貿易ができるようにするためのルールを定めるWTO及びその前身であるGATT体制の下で自由貿易が推進されてきた恩恵を受け、それを推進しつつ、戦後の復興期から今日の発展を遂げてきた。現在においても我が国の経済は貿易に大きく依拠しており、自由で公正なルールに基づく貿易を推進することは、日本がこれまでに築き上げてきた経済力を維持・発展するために必要であるといえる。

同時に、不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するため、通常の関税の他に割増関税（不当廉売関税（以下「AD関税」という。））を課するAD関税制度を設けている。同制度は、自由貿易を推進しつつ、ダンピングという不公正な貿易に対抗するための措置としてWTO加盟国に認められたものであり、我が国は、WTO協定との整合性を重視して運用してきている。過去のWTOのルール交渉においても、諸外国において、必要な要件を満たしていないにもかかわらず調査が開始されたり、課税後に要件を欠いた状態のまま措置が継続されたりしているなど、濫用が目立つ中、同制度は最恵国待遇の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきとの観点から、こうした懸念に対処するルール形成を目指してきた。

他方、近年、世界的には、非市場的政策及び慣行を背景とした「過剰生産能力」への関心が高まっており、AD関税制度への社会的関心も拡大している。我が国においては、AD関税の調査及び発動件数が増加傾向にある。

このAD関税は、供給国・対象産品等を指定して課税されるものであるが、AD関税の課税命令に服するべき者が課税を免れるため、貨物の「供給国」や「品目」を変えることにより課税命令が示す範囲から形式的に外れるようにしつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が顕在化し、AD関税の効果が減殺されている疑いがある。我が国が発動しているAD関税の対象貨物についても、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認される等、AD関税の迂回が行われている事例が存在する。

AD関税の迂回行為に対しては、現在、WTO協定等において迂回防止措置について定めた明確な規定は存在しないものの、G20をはじめとする主要国では、既存のAD関税に対する迂回行為が行われていることの確認等をもって、当該措置の対象となる国や産品を拡大する制度（以下「迂回防止制度」という。）を有している。他方、我が国のAD関税制度においては、主要国のような迂回防止制度を有していない。

こうした中、経済産業省より、我が国においても迂回防止制度を創設すべきとの関税改正要望が出され、産業界からも制度創設について支持されている。本要望については、令

和6年の関税・外国為替等審議会・関税分科会において議論され、同年12月の同審議会において、以下のとおり答申が示された。

「不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びWTO協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。」

こうした問題意識及び答申に沿って、本年5月、関税分科会において「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）の立上げが決定された。本ワーキンググループは同年9月より2回にわたり開催し、我が国における迂回防止制度創設の必要性及び迂回防止制度の骨格等について議論を行い、その結果をとりまとめた。

Ⅱ．不当廉売関税の迂回防止制度設計の考え方

本ワーキンググループでは、AD関税の迂回問題に対して早期に対応する必要があるとの認識に立ち、「迂回防止制度創設の必要性」、「課税要件等制度の骨格」及び「迂回防止制度の調査手続等」について、制度の実効性及び透明性、既存の貿易慣行への影響を含む公平性、WTO協定との整合性、制度の運用の安定性等の観点から、議論を行った。以下はその概要である。

1. 迂回防止制度創設の必要性（制度設計の前提として議論）

我が国が発動しているAD関税措置（以下「原措置」という。）の対象貨物について、現に、第三国迂回、軽微変更迂回及び輸入国迂回（注）が行われている疑いがある。

現行のAD関税制度においてこうした迂回行為に対処するためには、改めて迂回が疑われる貨物について原措置と同様の調査を行う必要があるが、その場合、損害認定のために調査を求める前に長期のデータが必要であることや、当該貨物単独では原措置と同様の方法で損害を認定することが容易でない可能性があること、仮に調査を開始したとしても原則1年かけて調査を行う必要があることなどから、措置を発動するまでに相当の期間を要し、国内産業の被害の拡大を防ぐことが困難である。

こうした中、産業界からも迂回防止制度の創設を要望する声が上がっていること等も踏まえ、我が国においても、AD関税の効果を損なう迂回行為に対して、現行のAD関税の調査によらず、より迅速な調査を通じて迂回の事実等を認定し、発動中のAD関税の対象貨物に迂回品を含めることを可能とする迂回防止制度を創設する必要性が認められる。

(注) 第三国迂回、軽微変更迂回及び輸入国迂回とは、主要国の多くで迂回防止措置の対象とされている迂回行為である次の類型を指す。

- ・第三国迂回：AD関税の対象国から対象製品の部品等を第三国に輸出し、第三国に移転させた加工設備において最終加工後に輸入国へ輸出することで、AD関税を迂回。
- ・軽微変更迂回：AD関税の対象製品をわずかに異なる製品に切り替えて輸出することで、AD関税を迂回。
- ・輸入国迂回：AD関税の対象国から対象製品の部品等を輸入国に輸出し、輸入国に移転させた加工設備において最終加工することで、AD関税を迂回。

2. 不当廉売関税の迂回防止制度設計の考え方

(1) 我が国の迂回防止制度・制度設計の方針

迂回防止制度を有するG20諸国においては、当該制度を原措置であるAD関税を延長・補完するものと位置付けており、我が国においても、迂回防止制度を原措置であるAD関税の延長・補完として、全体としてWTO協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする必要がある。特に、制度設計に当たっては、制度の歴史が長く、調査実績も多いEUと米国の制度を参照することが適当である。

また、具体的な要件等については、WTO協定との整合性の確保の観点から、より慎重なものを採用しているEUの制度を参考とし、我が国の実情等に照らして迂回行為への迅速な対応が可能な制度とすることが適当である。

(2) 迂回防止制度の具体的な制度設計

上記方向性の下、我が国の迂回防止措置を発動するための課税要件は、基本的にEUと同様としつつ、具体的には、次のような課税要件等を整備することが適当である。

① 迂回行為の認定要件である迂回の事実及び損害等の事実を全て満たす場合（ただし、経済的正当性がある場合を除く）に、迂回品に対しても原措置と同等の割増関税を課税する（EUにおける制度と同様）。

② 制度の対象となる迂回の類型は、「第三国迂回」・「軽微変更迂回」・「輸入国迂回」の3類型とする。

③ 第三国迂回及び輸入国迂回を判定する基準については、目安の数値（※）を設けつつ、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、第三国又は輸入国（本邦）における投資の程度や生産工程の性質等も勘案して要件の充足を判断する。

（※）原措置対象国産の部品等の価額が完成品の価額に占める比重が大きい（概ね60%以上）こと、及び第三国又は本邦での組立等により付加される価値の比重が小さい（概ね25%以下）こと。

- ④ 輸入国迂回については、課税対象を原措置対象貨物の供給者(※)から輸出され、本邦に輸入される部品等に限定する。

(※) 原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる者を含む。

さらに、迂回品に対する課税が公平性・透明性等を伴ったものであることが重要であり、具体的には、迂回防止調査の対象となる貿易取引のうち、原措置で指定された供給者と関係がない等、合理的な経済活動を行っている供給者の貿易取引については、迂回防止措置によって課税されるべきではない。また、輸入者が納付した迂回品に係る関税が、当該迂回品の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合、本来必要とされる額を超える関税が課されたこととなるため、当該輸入者に対する救済措置が必要である。

したがって、我が国の迂回防止制度においては、適正な課税を確保する観点から、主要国の制度も参照し、次の措置を講ずることが適当である。

- ① 合理的な経済活動を行っている本来課税対象ではない者に対して課税することがないように、除外申請を受け付ける。
- ② 輸入者が納付した迂回品に係る関税が、当該迂回品の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合、迂回品についても原措置と同様に還付請求を可能とする。

(3) 我が国の迂回防止措置を講じるための調査手続整備の方針

迂回防止制度を原措置であるAD関税の延長・補完とし、全体としてWTO協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする観点から、EU、米国その他の主要国の制度を参照しつつ、原措置である我が国のAD関税の課税のための調査手続等を踏まえた仕組みを整備する必要がある。その際、当該手続は、迂回防止制度を実効性の高いものとする観点からも、現行のAD関税に係る調査手続等に準ずる仕組みとしつつ、迂回防止制度において特に求められる事項に対応する仕組みを整備することが重要である。

(4) 具体的な調査手続の方向性

上記を踏まえ、具体的には、我が国における迂回防止調査において、原措置に連動又は準ずるもの及び迂回防止制度に特有のものとして、次の措置を講ずることが適当である。

① 原措置に連動又は準ずる手続等

- 1) 迂回防止調査等の流れ、利害関係者への質問状の送付や現地調査を通じた情報収集、知ることができた事実(FA)に基づく決定を含む基本的な調査の手法等は、原措置に準ずる。

2) 迂回防止措置発動後は、迂回品も原措置の対象貨物と同様に扱い、原措置に係る課税期間の延長又は満了、新規供給者や事情変更調査の求めの結果に迂回防止措置も連動する。

3) 還付請求に対して、輸入者からの申請に基づき、提出された証拠に基づいて要還付額（現実の不当廉売差額と迂回品に課された関税の差額）を調査・算出する。

② 迂回防止制度に特有の手続等

1) 供給者からの課税対象からの除外申請に対して、必要に応じ現地調査も含めた調査を行い、認定する。迂回防止措置発動後にも新規供給者等からの除外申請があれば同様に調査する。

2) 原措置同様の形で、利害関係者による証拠の提出や意見の表明の機会等を確保しつつ、迂回防止調査では、暫定措置を行わず、また除外申請に係る調査も並行して行うよう工夫し、調査期間を原則として10か月（要すれば最大6か月の延長）に短縮する。

3) 損害認定に係る調査に必要なデータの期間を短縮（原措置の調査では原則として3年間とガイドラインにおいて記載）。

Ⅲ. 本ワーキンググループの結論

本ワーキンググループの議論を通じ、主要国の多くが迂回防止制度を規定する中、我が国においてもAD関税の制度の目的に沿ってその発動による効果を適正に確保するため、同様の制度を早期に設けることが重要であるとの認識が共有され、令和8年度関税改正において、不当廉売関税に係る迂回防止制度を創設することが適当、との結論に達した。

今後、更なるAD関税の発動が見込まれる中、不当廉売された貨物の輸入により損害を受けた国内産業をAD関税により適切に保護・救済するためには、その効果を損なう迂回行為に対処することが不可欠である。迂回防止制度の創設に当たっては、迂回行為に対して迅速かつ実態に即して対処することに加え、WTO協定との整合性や課税の公平性・透明性等を確保することが重要である。

本ワーキンググループで示した方向性を踏まえた迂回防止措置が、できるだけ早期に制度化されることにより、我が国のAD関税制度がより一層効果的な貿易救済措置となることを期待したい。

不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ 委員

(関税・外国為替等審議会 関税分科会委員)

阿部 克則	学習院大学法学部教授 (座長)
石黒 憲彦	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 理事長
植田 健一	東京大学大学院経済学研究科兼公共政策大学院教授
内山 智裕	東京農業大学国際食料情報学部教授
江藤 名保子	学習院大学法学部教授
大橋 弘	東京大学副学長・東京大学大学院経済学研究科教授
片山 銘人	日本労働組合総連合会経済・社会政策局長
河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授
木村 旬	(株) 毎日新聞社論説委員
木村 福成	慶應義塾大学名誉教授・シニア教授
国松 麻季	中央大学副学長・中央大学国際経営学部教授
古城 佳子	東京大学名誉教授
佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
佐藤 基嗣	(公社) 関西経済連合会副会長 (パナソニックホールディングス (株) 代表取締役 副社長執行役員)
清水 順子	学習院大学経済学部教授
下坂 朝子	(一社) 日本経済団体連合会国際協力本部長
末富 純子	弁護士
杉山 晶子	東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授
高橋 裕子	(一財) 消費科学センター企画運営委員
田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授・北海道大学名誉教授
樽井 功	(一社) 全国農業協同組合中央会副会長理事
手塚 広一郎	日本大学経済学部学部長・教授
野原 佐和子	(株) イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
樋口 容子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会副会長
松島 浩道	(一財) 大日本蚕糸会会頭
安永 竜夫	(一社) 日本貿易会会長 (三井物産 (株) 代表取締役会長)
若江 雅子	朝日新聞東京本社編集委員